

刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育 案内書

法令根拠 講習内容

- ・ 刈払機は幅広い分野で使用されていますが、取扱いによっては重大な災害が発生する恐れがあります。厚生労働省では、刈払機取扱作業者安全衛生教育を作業者の安全確保のため、特別教育に準じた教育として対象労働者に安全衛生教育の受講を求めています。
- ・ 当協会では教育規程に基づいたカリキュラムによる講習を実施しますので、この機会に受講いただけますようご案内いたします。

※ 労働省労働基準局長通達

基発第 66 号(平成 12 年 2 月 16 日付)
刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育について



申込方法

受付開始: 原則、開催日の2ヶ月前(その日が土・日、祝祭日の場合はその翌日)
 申込締切: 開催日の2週間前(その日が土・日、祝祭日の場合はその前日) なお、定員に達した場合は締切日前でも締め切ります
 手続方法: 窓口申込、郵送申込(現金書留、銀行振込)の方法があり、詳細はホームページを参照ください。

受講資格

当協会では学科講習のみを実施していますので、下表の実技証明が必要です。

刈払機の取扱い・作業の方法、刈払機の点検・整備の方法について1時間以上の実技教育を実施している事を、講習申込書に事業者証明印で証明されている事が必要です。

講習科目 講習時間

科 目	時 間	科 目	時 間
刈払機に関する知識	1時間	振動障害及びその予防に関する知識	2時間
刈払機を使用する作業に関する知識	1時間	関係法令等	0.5時間
刈払機の点検及び整備に関する知識	0.5時間		
合計 5時間 … この時間には休憩時間を含んでおりません。 実際の講習時間は休憩等を考慮した時間配分となっています。			

受講料

区 分	受講料(税込)	テキスト代(税込)	合計(税込)
一 般	9,900円	2,750円	12,650円
会 員	6,600円		9,350円

※キャンセルの場合の取扱いは、協会ホームページをご確認ください。

修了証

・全科目受講された方に、(公社)愛媛労働基準協会発行の修了証を交付致します。